

令和6年度 戦略的広域観光振興事業委託
プロポーザル実施要領

飯塚市 経済部 商工観光課

令和6年5月

この要領は、飯塚市（以下「発注者」という。）が「戦略的広域観光振興事業委託」の受託者（以下「受託者」という。）を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定し契約を行うための必要な手続き等について定めるものとする。

1 業務の目的

本業務は、飯塚市、嘉麻市及び桂川町（以下、2市1町という。）が締結した定住自立圏形成協定の内容を踏まえ、嘉飯圏域定住自立圏（以下、圏域という。）としてめざすべき将来像の実現に向けた具体的取組として、2市1町と受託者が連携し、圏域の魅力を、SNSを軸とした広報によりわかりやすくかつ効果的に国内外の観光者・観光事業者等へ伝えることで、インバウンドの推進等、圏域外からの誘客促進に取組み、地域経済および地域の活性化をめざすことを目的とする。

2 業務概要

（1）業務名

戦略的広域観光振興事業委託

（2）履行場所

飯塚市 外 地内

（3）履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

（4）業務内容

別紙「戦略的広域観光振興事業委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

（5）見積限度額

3,904,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者の必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- （2）法人格を有すること。
- （3）飯塚市有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者にあつては、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱（平成19年飯塚市告示第28号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。また、名簿登載者以外のものにあつては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当していないこと。
- （4）福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に規定する暴力団または暴力団員ではないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。

- (5) 国税・都道府県税・市区町村税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (9) 福岡県内に本社、本店、支社、支店などの事業所を開設していること。
- (10) 過去に本業務と同種又は類似業務の実績があること。

4 事業者の公募

- (1) 市ホームページに掲載し、事業者を公募するものとする。
- (2) 公募の期間は、令和6年6月7日（金）から令和6年7月8日（月）までとする。

5 実施スケジュール

項目	期 日
① 公募開始	令和6年6月7日（金曜日）
② 質問票提出期限	令和6年6月17日（月曜日）午後5時15分
③ 質問票回答期限	令和6年6月21日（金曜日）午後5時15分
④ 参加表明書提出期限	令和6年7月8日（月曜日）午後5時15分
⑤ 提案書等提出期限	令和6年7月16日（火曜日）午後5時15分
⑥ 一次審査（書類審査） ※提案者が4者以上の場合のみ	令和6年7月17日（水曜日）予定
⑦ 一次審査結果通知	令和6年7月19日（金曜日）予定
⑧ 二次審査（プレゼンテーション）	令和6年7月29日（月曜日）予定
⑨ 二次審査結果通知	令和6年8月5日（月曜日）予定

※日程については変更する場合あり。

6 審査方法及び審査手順

提案書類等の審査は、戦略的広域観光振興事業委託受託事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

(1) 一次審査

審査委員会は、提案者が4者以上となった場合は提出された書類により業務実績等を勘案し、二次審査参加者を概ね3者選定するものとする。なお、提案者が3者以内の場合、一次審査は実施しない。

一次審査の結果は、令和6年7月19日(金)午後5時15分までに、一次審査通過者にのみ電話にて連絡し、後日、参加希望者全員に書面により結果を通知する。その際一次審査の通過者には、併せて二次審査実施の通知を行う。

(2) 二次審査

- ①一次審査通過者のプレゼンテーションによる審査を実施する。プレゼンテーションの時間は1者につき20分以内とし、質疑応答の時間は15分以内とする。
- ②原則、プレゼンテーション審査の順番は、提案書等の提出順とする。
- ③参加人数は2名以内とする。なお説明者は、本案件を受託した場合の主な担当者となるものとする。
- ④提案書やプレゼンテーション審査中に受託希望者名を表明しないものとする。また、プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する際は参加希望者が準備することとする。ただし、それらを使用するための準備に要する時間は、プレゼンテーション審査開始前10分以内とする。なお、プロジェクター及びスクリーンについては飯塚市が準備する。
- ⑤プレゼンテーションの際、追加資料の提出は一切認めない。
- ⑥プレゼンテーション及び質疑応答は非公開とする。

(3) 二次審査手順

採点基準に基づき採点し、各審査委員の合計点が最も高い提案者を受託候補者とする。最高得点の点数の同じものが2者以上あるときは、くじにて順位を決定する。

但し、最高得点の提案者の合計点が満点の6割に満たない場合は選考対象とせず、再度公募することとする。

(4) 審査結果の通知

二次審査の結果については、すべての提案者に書面で通知を行う。なお、審査の結果・内容に関する問い合わせは一切回答しない。

(5) 審査結果等の公表

審査に関する情報の公開は、受託候補者特定通知後に行う。

また、審査の結果については、以下の内容について市ホームページに公表する。

- ① 受託候補者の名称、所在地、総得点
- ② 受託候補者の選定理由
- ③ 企画提案書を提出した者の数
- ④ 受託候補者以外の提案者の総得点

※但し、受託候補者以外の提案者の名称は「B社、C社」等として公表する。

[審査基準及び配点]

審査基準	評価内容	配点
①実施方針 (二次審査)	業務の目的及び内容を十分に理解した上で各事業の実施方針が立てられているか。	10
②業務遂行能力 (一次審査)	実施計画やスケジュールは適正であるか。	5
	業務を履行する上で、十分な人員配置が整っているか。	5
	動画制作業務やSNS情報発信代行業務の実績や、圏域の事業者とのネットワークなどがあり、事業の確実な実施が期待できるか。	10
③提案内容の妥当性、実現性、独自性 (二次審査)	SNSのターゲットとなる旅行者層やコンセプト、視聴者へのアピールポイントが根拠をもとに示されているか。	15
	SNSのフォロワーの獲得及び情報の拡散が期待できる内容が提案されているか。	15
	記事を掲載する情報紙が、ターゲットと想定する旅行者層と合致し、多くの閲覧が期待できるか。	10
	広報ツール（リーフレット等）の活用方法が具体的に示されているか。	10
	観光客受け入れに関する講習会は、事業者にとって効果的な内容が提案されているか。	5
	アンケート調査について、効果的に実施されることが見込まれるか。	5
④プレゼンテーション (二次審査)	業務知識を十分に活かした分かりやすい説明であり、質問に対する応答が的確であるか。	5
⑤見積金額 (一次審査)	事業金額は適正な見積りとなっているか。	5
合 計		100

7 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

- ① 受付期限 令和6年6月17日（月）午後5時15分まで
- ② 質問方法 質問票に必要事項を記入のうえ、「14 問い合わせ先」のメールアドレス宛てに電子メールで送信し、その旨を電話にて連絡のこと。電話及び直接来庁による質問には応じない。

(2) 質問に対する回答

令和6年6月21日（金）午後5時15分までに飯塚市ホームページに掲載する。

8 参加表明書の提出

本プロポーザル参加希望者（以下「参加希望者」という。）は、「プロポーザル参加表明書（様式1）」（以下「表明書」という。）を下記の要領で提出し、その提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

- (1) 参加希望者は、表明書を、令和6年7月8日（月）午後5時15分（必着）までに郵送又は持参すること。
- (2) 表明書を持参する際は、事前に「14 問い合わせ先」へ開庁時間内（開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）に電話でその旨を伝え、飯塚市が指定する日時に持参すること。
- (3) 表明書の提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、令和6年7月12日（金）午後5時15分までに「辞退届（様式2）」を提出すること。提出方法は、前号(2)と同様とする。
- (4) 表明書には、法人の概要の分かる資料（任意様式、法人のパンフレットでも可）を10部、添付すること。

9 提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年7月16日（火）午後5時15分まで

(2) 提出方法

飯塚市へ開庁時間内（開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）に直接持参または郵送（7月16日（火）午後5時15分までに必着）により提出すること。

(3) 必要書類（証明書類は、提出日以前3箇月以内に発行されたものに限る。）

※名簿登記者については、①、②、③、④、⑩の提出は不要。

- ① 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可）・・・1部
- ② 直近決算の財務諸表・・・1部
- ③ 国税、県税及び市税の納税証明・・・各1部

(未納がないことが確認できるもの。写しでも可)

- ④ 印鑑証明書（原本のみ）・・・・・・・・・・1部
- ⑤ 委任状(任意様式)※支店・営業所等を代理人とする場合・・・・・・・・・・1部
- ⑥ 業務実績調書（様式3）・・・・・・・・・・10部
- ⑦ 業務体制表（様式4）・・・・・・・・・・10部
- ⑧ 見積書及び見積内訳書（任意様式）・・・・・・・・・・10部
- ⑨ 提案書（任意様式 ※下記参照）・・・・・・・・・・10部（正本1部、副本9部）
- ⑩ 役員名簿及び照会承諾書（様式5）・・・・・・・・・・1部

10 提案書の作成要領及び記載内容

【提案書作成要領】

- ①提案書は、表紙・目次・本編で構成し、可能な限りわかりやすく平易な表現を用いること。なお、白黒・カラーいずれでも可とする。
- ②提案書はA4長辺綴じ片面25ページ以内（表紙、目次は提案書のページ数には算入しない）とし、文字の大きさは10ポイント以上とすること。ただし、図表等で必要な場合のみA3版を織り込んで作成しても差し支えない。
- ③提案書の提出部数は正本1部、副本9部とする。（正本1部にのみ受託希望者名、代表者名を記載し、副本には受託希望者名等、受託希望者が特定される情報（ロゴマーク等）を表記しないこと）
- ④表紙は、「戦略的広域観光振興事業委託に係る提案書」と記述し、正本にのみ代表者印の押印をすること。
- ⑤様式の定めのない書類は、任意様式で可。

【提案書の記載内容】

提案書は、下記の項目①から⑧の順番に沿って、提案内容をそれぞれ具体的に記載し、①から⑧の項目名はタイトルとして記載すること（記載順、項目名変更不可）。

① 実施方針について

今年度の事業に対する実施方針（貴社の基本的な考え方）について、本事業の目的及び仕様書「5 委託業務の内容」を踏まえ、業務ごとに具体的に記載すること。

② 事業実施体制及びスケジュールについて

本事業を受託した場合の人員配置等の事業実施体制、担当するメンバー（プロジェクトマネージャー、SNS運用担当者）について、氏名、経験年数、主な実績等を記載すること。

また、仕様書「5 委託業務の内容」に関する具体的な全体スケジュール及び作業行程を記載すること。

③ これまでの実績について

過去に受託した本業務と同種又は類似業務（PR動画制作業務及びSNS情報発信代行業務）の成功事例の取り組み内容と効果を具体的に記載すること。

④ 2市1町広域観光Instagramアカウントの構築・情報発信・分析

2市1町圏域内に内在する観光資源を魅力的かつ戦略的に発信するInstagramアカウントの構築・情報発信・分析方法について具体的な提案をすること。（様式は任意）

Instagramアカウントの構築について、アカウントのコンセプトや運用戦略（投稿コンテンツの内容や投稿方法等）について記載すること。なお、その他事業目的を達成するために、仕様書に記載している内容以外に提案できることがあれば記載すること。

2市1町の当該事業担当職員を対象とした事業報告定例会（オンライン会議可）を開催し、進捗状況の報告や担当職員からの意見を踏まえたアカウント構築を行い、本業務で構築するアカウントが2市1町の知名度向上や地域経済活性化にどのように寄与するかわかるように記載をすること。

⑤ 広報ツール（リーフレット等）の作成・活用

上記Instagramアカウントや観光ルートを周知する広報（リーフレット等）を作成し、作成したリーフレットの活用方法を具体的に記載すること。

⑥ 観光客の受入れに関する研修会及び事業推進のために必要な調査・研究

関連する観光施設・事業者・案内人等に向けた観光客受け入れに関する研修会の内容について具体的な提案をすること。また、アンケートの実施方法（調査対象者数や回答を集める方法）・分析方法について根拠をもとに具体的に記載すること。

⑦ その他

業務を遂行するための自己のアピールポイントや本事業の目的を達成するにあたり、独自の取り組みがあれば具体的に記載すること（任意記載）。

11 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合には当該参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 定められた提出方法、提出期限などの条件に適合しない場合
- (2) 記載された事項が提出条件に適合しない場合
- (3) 記載を求められた事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載された場合
- (5) 契約が締結できないまたは締結の意思が認められない場合
- (6) 本実施要領2 業務概要(5) 見積限度額を超える見積金額で提案された場合
- (7) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱（平成19年飯塚市告示第28号）の規定に該当する行為が認められた場合
- (8) 審査委員会委員に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合

(9) その他審査の公平性に影響がある行為があったと認められる場合

12 契約の締結等

受託候補者との協議が整い次第、速やかに契約の手続きを進めるものとする。なお、提案内容は、協議により必要が生じた場合に修正することがある。また、受託候補者が契約を辞退したとき又は参加資格要件を満たさなくなった場合においては、次順位の者と契約の手続きを進めるものとする。

13 その他

- (1) 提出された参加表明書及び提案書等は、一切返却しないものとする。
- (2) 提案書等について提出後は参加希望者からの記載内容の変更は認めない。ただし、受託後に2市1町との協議によって、変更が生じる場合がある。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書等は、本プロポーザルに係る審査以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出された提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲内において複製することがある。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書等については、飯塚市情報公開条例（平成18年飯塚市条例第10号）第8条第2号に該当するものを除き、原則公開とする。
- (6) 提案書の作成のために飯塚市から受領した資料は、飯塚市の許可なく公表、使用してはならない。
- (7) 審査結果について一切の異議申立てはできないものとする。
- (8) 本プロポーザルに伴う、提案書等の作成、提出等それらに係る費用の一切は参加者の負担とする。

14 問い合わせ先

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号

飯塚市役所 経済部 商工観光課観光係（担当：伊藤）

TEL：0948-22-5517

FAX：0948-22-6062

メールアドレス：shoukou@city.iizuka.lg.jp